

令和6年度 泉佐野市入札参加資格登録審査申請要領

《R6 市内業者定期用》

- ※ 市内業者とは、泉佐野市に本店を設けている法人又は泉佐野市に住所を有する個人（印鑑証明書の住所が泉佐野市）をいいます。
- ※ この申請は、泉佐野市上下水道局、泉佐野市田尻町清掃施設組合及び泉州南消防組合の入札参加資格登録審査申請を兼ねます。
- ※ 申請書類等を作成する前に、**この申請要領を必ず熟読してください。**また、提出された申請書は指名業者選定資料等となりますので、記入については正確に、記入漏れのないようにお願いします。
- ※ 当該書類に虚偽の記載を行った場合、「6ヵ月」の資格停止に該当します。

A 登録部門

1. 建設工事
2. 測量・建設コンサルタント等
3. 物品供給等
4. 役務提供等

B 申請ができる者

次のすべての要件を備えている者であること。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
2. 国税及び地方税を滞納していない者
3. 営業を行うにつき法令等の規定により官公署の免許、許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該免許、許可、認可等を受けている者
4. 建設工事を申請する場合は、申請業種の経営事項審査について、**建設業許可行政庁に総合評定値（P点）を申請し、その結果を得ている者で且つ同通知書において「雇用保険の加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険の加入の有無」欄が「無」となっていないこと。**
5. 9ページの「役務提供等業種一覧表」のNo.1「建物総合管理」を申請する場合は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する**建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を常時雇用（※注1）し、なおかつ警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第2項に規定する認定証の交付を受けている者**
6. 9ページの「役務提供等業種一覧表」のNo.2「施設清掃」を申請する場合は、上記の**建築物環境衛生管理技術者免状を有する者を常時雇用（※注1）している者**
7. 9ページの「役務提供等業種一覧表」のNo.8「消防設備」を申請する場合は、**消防設備士又は消防設備点検資格者を常時雇用（※注1）している者**
8. 8ページの「物品供給等業種一覧表」のNo.19「燃料・油脂類」の1「ガソリン」、2「軽油」、3「灯油」を申請する場合は、店舗を構え即時小売りに対応できる者
9. 申請業種について、**令和6年1月31日時点において継続して1年以上の営業期間があり、かつ1年分の決算を終えている者**
10. 「E 申請に必要な書類」のすべてを提出期限までに提出できる者

※注1 上記5及び6の「建築物環境衛生管理技術者免状」及び上記7の「消防設備士又は消防設備点検資格者」を有する者の常時雇用とは、貝塚年金事務所（**大阪広域事務センターではありません**）発行の被保険者縦覧照会回答票に含まれていることに限ります。（但し、後期高齢者医療保険に加入している場合**及び個人事業者**に限り、直近1年間分の給与明細書及び直近1年間分の出勤簿及び申請事業者名記載の前年分の源泉徴収票を提出のこと。なお、後期高齢者医療保険加入者については、【市独自様式3】に記入し、**後期高齢者医療被保険者証の写しを添付**すること。

C 申請の制限

1. 1人の代表者は、「A登録部門」に示す同じ登録部門で、複数の会社の代表者を兼ねることはできません。同姓同名の者が複数ある場合、その各々について後日、身元証明の提出を求める場合があります。
2. 登録部門のうち、建設工事と測量・建設コンサルタント等は、重複して申請できません。
3. 登録部門のうち、建設工事については、7ページにある登録部門の「業種一覧表」から、1つの業種（No.）しか申請できません。ただし、No.29「解体」については、第2希望としてのみ申請することが可能です。
4. 登録部門のうち、測量・建設コンサルタント等については、7ページにある各登録部門の「業種一覧表」から、1つの業種（No.）しか申請できません。
5. 登録部門のうち、建設工事について「建設工事業種一覧表」中に「受付無」と表示している業種は、本市発注区分の設定上の理由により、申請の受付がありませんのでご了承ください。
6. 登録部門のうち、物品供給等については、8ページにある「物品供給等業種一覧表」に示す業種（No.）のうちから、第2希望まで申請することができます。また、各業種内の取扱品目は複数選択することができます。
7. 登録部門のうち、役務提供等については、9ページにある「役務提供等業種一覧表」に示す業種（No.）のうちから、第3希望まで申請することができます。ただし、業種No.1「建物総合管理」を申請し、その他の業種（No.）も申請する場合は、No.2「施設清掃」及びNo.4「有人警備」以外の業種（No.）から申請してください。

D 受付等 （※送付による受付とします。）

1. 受付期間：令和6年2月1日（木）から令和6年2月15日（木）まで（土・日・祝日は除く。）
（上記受付期間中の消印等有効）

★送付先

住所および宛名：〒598-8550 泉佐野市市場東一丁目1番1号
泉佐野市 契約検査課 宛

※必ず、申請書類受領書返送用封筒（84円切手貼）を同封してください。

※必ず、返信用封筒に郵便番号・事業所名・所在地を明記してください。

※封筒などの表面に「入札参加資格登録審査申請書在中」と明記してください。また、原則、提出書類の返却はしません。

2. この申請要領及び申請書類（市独自様式）の入手方法
泉佐野市ホームページ (<https://www.city.izumisano.lg.jp>) 内の契約検査課ホームページ（入札・契約情報）からダウンロードして入手してください。ダウンロードができない場合は、令和6年1月4日（木）から令和6年2月15日（木）までの市役所開庁日に、契約検査課にて配付します。
3. 提出部数 各一部ずつ
4. 受付後には申請書類受領書（【市独自様式1】No.2）を返送します。審査の結果、提出書類に不足あるいは不備があった場合は、申請書類受領書返送用封筒に不足（不備）書類提出用紙を同封して返信しますので、令和6年2月29日（木）までに必着で送付してください。この期限を過ぎると、令和6年4月からの登録業者名簿に登載されませんのでご注意ください。
5. 令和6年4月の登録業者名簿の公表をもって、審査結果の通知にかえます。

E 申請に必要な書類及び作成方法

申請書類は、以下に示す順番で、すべてA4サイズで作成し、クリアファイル等（無色透明無地のもの。フラットファイルは不可）にまとめて提出してください。

順番	申請書類	説明
1	受領書・受付票	<p>【市独自様式1】No.1・2様式中の（注）等を踏まえて作成してください。 No.1・2とも太枠内は必ず記入してください。</p>
2	申請書兼事業所資料	<p>※複数の登録部門を申請する者は、登録部門毎にすべて作成してください。 ※下記の各様式中の（注）等を踏まえて作成してください。 ※各登録部門の申請業種について、「その他」の業種を申請する場合は、その業種又は営業分野の名称等について具体的に記入してください。 ※建設工事の資格者証等、建築物環境衛生管理技術者免状、消防設備士、消防設備点検資格者を除き、有資格者個人に係る免許等は、添付しないでください。（実際に入札等に参加していただく際又は契約締結の際に提出を求める場合があります。）</p> <p>建設工事</p> <p>【市独自様式2-1】《No.1以外はA4写し》以下の書類をクリップ留めしてください。 ※下記の順にお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① No.1・2 ② 国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム (https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1)」から「建設業者の詳細情報」にある「業者概要」のタグから、申請業種の許可の有効期間がわかるものをPDF化して出力されたもの（令和5年11月以降に出力したもの） ※ 許可業種が複数あり、許可年月が複数ある場合は、申請業種に限らず全ての「建設業者の詳細情報」を出力してください。 ②の中で「営業所」のタグがある場合はタグを選択し右クリックして印刷したもの。 ③ 経営事項審査総合評定値通知書（P点必須・今回の申請に有効かつ最新のもの） ④ 経営事項審査申請時の技術職員名簿の申請書控え ⑤ No.3（技術者の資格者証・監理技術者証、実務経験調書（実務が要件の場合のみ）を添付すること。）※入札に参加する場合は、同じ資格者証等は不要となります。 ⑥ ・えるぼし認定・くるみん認定・ユースフル認定・ISO9000シリーズ、同14001・エコアクション21の登録証（認証を受けている者のみ）等

2	申請書兼事業所資料	測量・建設 コンサルタント等	<p>【市独自様式2-2】《No.1以外はA4写し》以下の書類をクリップ留めしてください。</p> <p>① No.1・2・3</p> <p>② 申請業種に係る事業所の現況報告書（最新のもの）（整備局の「確認済印」の押印があるもの。ただし、この申請時に「確認済印」が無い場合は、「受付印」のあるものを先に期限までに提出し、後日「確認済印」のあるものを提出すること。）（現況報告書のない業種については登録証明書（令和5年11月以降の証明）</p> <p>③ ・えるぼし認定・くるみん認定・ユースマイル認定・ISO9000シリーズ、同14001・エコアクション21の登録証（認証を受けている者のみ）等</p> <p>【申請時に必要な証明書の例】 ※申請業種に関わるもののみ提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設コンサルタント現況報告書 ・ 測量業者登録証明書 ・ 建築士事務所登録証明書 ・ 補償コンサルタント現況報告書 ・ 不動産鑑定業者登録証明書 ・ 地質調査業者現況報告書 ・ 計量証明事業者登録証明書
		物品供給等	<p>【市独自様式2-3】《No.1以外はA4写し》以下の書類をクリップ留めしてください。</p> <p>① No.1・2・3</p> <p>② 事業所としての許認可証明書等（免許・許可・登録等を要する業種の申請者のみ）</p> <p>③ ・えるぼし認定・くるみん認定・ユースマイル認定・ISO9000シリーズ、同14001・エコアクション21の登録証（認証を受けている者のみ）等</p>
		役務提供等	<p>【市独自様式2-4】《No.1以外はA4写し》以下の書類をクリップ留めしてください。</p> <p>① No.1・2・3・4</p> <p>② 事業所としての許認可証明書等（免許・許可・登録等を要する業種の申請者のみ）</p> <p>③ 建築物環境衛生管理技術者免状（建物総合管理及び施設清掃申請者のみ）</p> <p>④ 消防設備士又は消防設備点検資格者を証するもの（消防設備申請者のみ）</p> <p>※③④に該当する者の常時雇用を確認できる書類（1ページ「B」注1に記載のとおり）</p> <p>⑤ ・えるぼし認定・くるみん認定・ユースマイル認定・ISO9000シリーズ、同14001・エコアクション21の登録証（認証を受けている者のみ）等</p>

（注）以下の各申請書類の提出部数は、複数の登録部門を申請する場合でも1部で結構です。

なお、「物品供給等」及び「役務提供等」の登録部門のみの場合は、以下の3「健康保険加入証明関係書類」の提出は不要です。（但し、上記の2「申請書兼事業所資料」役務提供等③④の申請者は必要）

3	健康保険加入証明関係	<p>貝塚年金事務所（大阪広域事務センターではありません）にて発行される被保険者縦覧照会回答票（令和5年11月以降に発行されたもの）《A4写し》</p> <p>※基礎年金番号（年番）にマスキング（黒塗り）をしてください。</p>
	上記に含まれない常勤従業員（技術者）の健康保険加入状況	<p>【市独自様式3】</p> <p>上記で証明されている方以外の常勤従業員（技術者）の健康保険加入状況を記載してください。</p> <p>※後期高齢者医療保険加入者については、後期高齢者医療被保険者証の写しを添付してください。</p> <p>※保険者番号、被保険者番号にマスキング（黒塗り）をしてください。</p>

4	その他の資料添付表紙	【市独自様式4】		
5	印鑑証明書	法人	法務局発行のもの (令和5年11月以降の証明)《A4用紙を用い、写しは等倍で鮮明に》	
		個人	泉佐野市発行のもの (令和5年11月以降の証明)《A4用紙を用い、写しは等倍で鮮明に》	
6	事業所カード	【市独自様式5】No.1・2 ※(付近見取図を添付してください)		
7	誓約書	【市独自様式6】(役員に関する調書を含む) ※個人の場合は、役員に関する調書の提出は不要です。		
8	登記事項証明書	法人の場合のみ(令和5年11月以降の証明)《A4写し》 ※現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書のうちいずれかひとつ		
9	納税証明書	法人	国税	○泉佐野税務署発行の「様式その3の3」 (令和5年11月以降の証明)《A4写し》
			市税	○「市税について、未納の税額がない証明」に限る。 令和6年1月23日以降 に泉佐野市税務課で申請してください。《A4写し》
		個人	国税	○泉佐野税務署発行の「様式その3の2」 (令和5年11月以降の証明)《A4写し》
			市税	○「市税について、未納の税額がない証明」に限る。 令和6年1月23日以降 に泉佐野市税務課で申請してください。《A4写し》
10	財務諸表類	法人	○貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書(直前1年分) 《A4写し》	
		個人	○確定申告書の青色申告決算書又は確定申告書の収支内訳書 ※ 貸借対照表(作成している場合のみ) いずれも(直前1年分)《A4写し》	
11	申請書類受領書返送用封筒	長3形(84円切手で郵送可能な)封筒に、返送先の郵便番号、住所、事業所名を記入し、必ず 84円切手を貼ってください 。		

F この申請による登録有効期間

1年間《(令和6年4月1日～令和7年3月31日)》

※今回の申請により登録業者となり、令和7年4月1日以降も引き続き登録を希望する場合は、

令和7年2月に予定している定期申請受付時に手続きを行ってください。なお、詳細につきましては、令和7年1月以降に契約検査課ホームページ（入札・契約情報）にてご確認ください。

G その他の注意事項

1. 申請登録部門及び申請業種は、一旦登録すると令和7年3月31日までの一年度間に変更できません。
2. 申請書類提出後において、その内容に変更が生じた場合は、その都度（許可証等、有効期限が設けられているものについては更新の都度）、契約検査課に変更届を送付又は持参してください。変更届の書式は、契約検査課ホームページ（入札・契約情報）からダウンロードしてご利用ください。
3. **経営事項審査総合評定値通知書の取扱について**
土木工事、建築工事及び電気工事の市内登録業者につきましては、泉佐野市契約事務取扱要綱に基づき、毎年4月に級別格付（ランク付）を行います。この際の算定基礎となる建設業法第27条の23に規定する経営に関する客観的事項の審査結果による総合評定値（P点）は、この入札参加資格登録審査申請時に提出していただく、有効かつ最新の経営事項審査総合評定値通知書の申請業種に係る総合評定値（P点）を採用します。
なお、当該年度の建設工事登録業者であっても、**有効期限が切れるまでに、新しい経営事項審査総合評定値通知書を契約検査課に提出していただけない場合には、提出があるまでの間は、入札参加等の資格を失いますのでご注意ください。**
4. 国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」から出力できない場合は、**有効な建設業許可通知書の写し**を提出してください。
5. **申請書類に虚偽の記載事項があった場合や申請の要件を満たさなくなった場合は、登録を取り消すことがあります。**
6. 新規登録（再登録を含む）又は登録業種を変更してから半年を経過していない者については、原則として指名業者としての選定は行いません。

H 情報公開制度と個人情報保護制度について

泉佐野市では、平成12年7月より、泉佐野市情報公開条例及び泉佐野市個人情報保護条例が施行されています。これにより、入札参加資格登録審査申請等における提出書類にある情報のうち、泉佐野市情報公開条例第6条に規定されているものを除くすべてが公開対象となりますのでご了承ください。

I 入札及び契約に関する規則・要綱等の公表について

入札及び契約に関する規則・要綱並びに入札要領を契約検査課ホームページ（入札・契約情報）及び市役所2階情報公開コーナーにて公表しています。

J この申請についての問い合わせ

泉佐野市 総務部 契約検査課

TEL 072-463-1212

内線 2242・2243

FAX 072-458-1187

建設工事業種一覧表

No.	業種名	備考	No.	業種名	備考	No.	業種名	備考
1	土木一式		11	鋼構造物		21	熱絶縁	受付無
2	建築一式		12	鉄筋	受付無	22	電気通信	
3	大工	受付無	13	ほ装		23	造園	
4	左官	受付無	14	しゅんせつ		24	さく井	受付無
5	とび・土工・コンクリート	受付無	15	板金	受付無	25	建具	
6	石	受付無	16	ガラス	受付無	26	水道施設	
7	屋根	受付無	17	塗装		27	消防施設	
8	電気		18	防水	受付無	28	清掃施設	
9	管		19	内装仕上		29	解体	
10	タイル・レンガ・ブロック		20	機械器具設置		30	交通安全施設	

(注1) 建設工事の申請業種については、上記一覧表から、1つの業種 (No.) しか申請できません。

ただし、No.29「解体」については、第2希望としてのみ申請することが可能です。

(注2) 上記一覧表の備考欄にある「受付無」と表示してある業種については、申請の受付はしません。

(注3) No. 30「交通安全施設」は道路反射鏡及び道路標示・区画線を設置する業種です。この業種の申請には「とび・土工・コンクリート」及び「塗装」の両方の建設業許可並びに経営事項審査総合評定値通知書 (P点必須) が必要となります。

測量・建設コンサルタント等業種一覧表

大分類	No.	業種名	大分類	No.	業種名
建設	1	河川、砂防及び海岸・海洋	建設	18	施工計画、施工設備及び積算
	2	港湾及び空港		19	建設環境
	3	電力土木		20	機械
	4	道路		21	電気電子
	5	鉄道		22	測量一般
	6	上水道及び工業用水道	測量	23	地図の測量
	7	下水道		24	航空測量
	8	農業土木		25	建築設計・監理
	9	森林土木	建築	26	設備設計・監理
	10	水産土木		27	その他
	11	廃棄物	補償	28	物件
	12	造園		29	不動産鑑定
	13	都市計画及び地方計画		30	登記手続
	14	地質		31	その他
	15	土質及び基礎	地質調査	32	地質調査・分析
	16	鋼構造及びコンクリート	環境調査	33	環境調査・分析
	17	トンネル	その他	34	その他

(注1) 測量・建設コンサルタント等の申請業種については、上記一覧表から、1つの業種 (No.) しか申請できません。

物品供給等業種一覧表

No.	業種名	取扱品目
1	電気製品	1 家電製品 2 空調機器 3 通信関係機器 4 その他
2	スポーツ用具	1 体育機器 2 体育用品 3 遊具 4 スポーツウェア 5 その他
3	事務機器・用品	1 事務機器・用品 2 事務用備品（机・イス等） 3 O A（周辺）機器 4 紙類 5 その他
4	住宅設備機器	1 住宅用厨房機器 2 給食センター用大型厨房機器 3 給食用備品・食器 4 調理 器具・食器 5 ガス器具 6 石油器具（ストーブ等） 7 浴槽・便器 8 その他
5	日用品	1 日用雑貨 2 洗剤 3 金物 4 ごみ袋（市指定袋作製） 5 その他
6	家具	1 木工製品 2 その他
7	繊維	1 被服 2 消防用制服 3 寝具 4 タオル 5 雨合羽 6 その他
8	医薬品・防疫化学 薬品	1 医薬品 2 防疫薬品 3 ワクチン 4 工業薬品 5 試薬 6 除草剤 7 充填用酸素 8 その他
9	医薬・衛生	1 医療機器 2 医療用具 3 医療用備品 4 衛生材料 5 福祉（介護）用品 6 A E D 7 その他
10	理化学	1 公害機器 2 実験機器 3 消耗材料 4 その他
11	学校教材	1 教材 2 楽器 3 教育用機器 4 教材用ビデオ・CD等 5 保育用品 6 教室用備品（幼稚園・小学校・中学校） 7 その他
12	印刷	1 活版・オフセット印刷 2 フォーム印刷 3 市報等発刊物 4 ガイドブック・ パンフレット等 5 図面 6 その他
13	写真・写真機	1 写真・焼付 2 マイクロフィルム 3 カメラ販売 4 その他
14	図書・地図	1 図書・雑誌 2 地図 3 その他
15	印	1 ゴム印 2 彫刻印 3 石印 4 その他
16	室内装飾	1 カーテン・暗幕 2 カーペット・シート 3 畳 4 ガラス 5 建具 6 その他
17	機械・器具	1 計測量機器 2 農機具 3 水道メータ 4 駐車場機械 5 券売機 6 水処理機器 7 ポンプ 8 その他
18	資器材	1 木材 2 骨材・セメント等 3 コンクリート二次製品 4 塗料 5 上下水道管類 6 建設用資器材 7 道路補修用資器材 8 砂 9 工具 10 その他
19	燃料・油脂類	1 ガソリン 2 軽油 3 灯油 4 重油 5 オイル・油脂 6 プロパンガス 7 その他（※1、2、3については、店舗をかまえ、即時小売りに対応可能なこと）
20	防災設備・用品	1 消火器 2 保安用品 3 防災設備機器・用品 4 防災備蓄品 5 その他
21	消防活動用機器・ 用品	1 消防（救助）活動用機器・用品 2 消防用ホース 3 空気呼吸器・ボンベ 4 防火服・防護服 5 その他
22	看板・旗	1 看板 2 旗・のぼり旗 3 幕 4 プレート・パッチ等 5 標識 6 表示板等 7 その他
23	食料品	1 魚 2 野菜 3 冷凍食品 4 牛肉・豚肉 5 鶏肉 6 卵 7 豆腐 8 米 9 パン 10 乾物 11 牛乳 12 茶 13 その他
24	ゴム・皮革	1 履物 2 ゴム製品 3 皮革製品 4 その他
25	肥料・種苗類	1 肥料・種苗 2 小動物・飼料 3 その他
26	時計・記念品	1 時計 2 記念品 3 カップ・トロフィー 4 その他
27	車両販売・修理	1 自動車（販売・修理） 2 消防車（販売・修理） 3 救急車（販売・修理） 4 清掃作業車（販売・修理） 5 特殊車両（販売・修理） 6 自動二輪（販売・修理） 7 原付自転車（販売・修理） 8 自転車（販売・修理） 9 車検・修理（普通車・大型車・特殊車両） 10 車両用品 11 タイヤ 12 その他
28	その他	1 選挙用品 2 舞台設備機器 3 仮設建物 4 電力 5 その他

（注1）物品供給等の申請業種については、上記一覧表の業種（No.）から、第2希望まで申請することができます。

（注2）No.3「事務機器・用品」を申請業種とし、それらのリース（コピー機やOA機器等）についても申請する場合は、別に役務提供等（30 リース・レンタル）での申請が必要です。

（注3）No.19「燃料・油脂類」のうち、ガソリン、軽油、灯油を申請する場合は、店舗をかまえ、即時小売りに対応できること。

役務提供等業種一覧表

大分類	No.	業 種 名	大分類	No.	業 種 名
建物総合管理	1	建物総合管理	各種企画	20	印刷物デザイン企画
清掃等	2	施設清掃		21	旅行企画
	3	消毒・害虫等駆除		22	その他（企画）
警備	4	有人警備	電算処理	23	ソフト開発・システム管理
	5	機械警備		24	電算処理・パンチ入力
設備点検管理	6	電気設備	専門技術	25	速記・筆耕
	7	空調設備		26	調査・研究・測定
	8	消防設備		27	検査・検診
	9	昇降機等		28	写真等撮影
	10	自動扉		29	その他（専門技術）
	11	受水槽・浄化槽		リース・レンタル	30
12	その他（設備点検管理）	31	建物		
廃棄物処理	13	一般廃棄物処理	32		寝具
	14	産業廃棄物処理	33	その他（リース・レンタル）	
	15	リサイクル	34	人材派遣	
運送	16	自動車等運送	その他	35	クリーニング
各種企画	17	イベント運営		36	給食
	18	ビデオ・スライド等制作		37	その他
	19	ホームページ制作			

（注1） 役務提供等の申請業種については、上記一覧表の業種（No.）から、**第3希望まで申請することができます。**

（注2） No.1「建物総合管理」については、No.2「施設清掃」とNo.4「有人警備」の両業種より成り立っています。従って、「施設清掃」と「有人警備」の両方を申請業種としたい場合は、「建物総合管理」を申請業種としてください。また、「建物総合管理」を申請業種とし、それ以外の業種（No.）も申請する場合は、「施設清掃」及び「有人警備」以外の業種（No.）から申請してください。

（注3） No.1「建物総合管理」及びNo.2「施設清掃」を申請される場合は、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者の常時雇用（1ページ参照）が要件となります。

（注4） No.8「消防設備」を申請される場合は、消防設備士又は消防設備点検資格者の常時雇用（1ページ参照）が要件となります。

（注5） 上下水道管更生、下水道内カメラ調査、下水道管清掃を申請される場合は、No.37「その他（その他）」を選択してください。

（注6） 申請業種に対し「具体的な業務内容」欄には、**50字以内**で簡潔に記入してください。

また、上記の業種一覧表に該当しない場合は、「No.37 その他（その他）」を選択し「具体的な業務内容」で簡潔に業務内容を記してください。

（注7） 「No.37 その他」を選択した場合の業務内容が、**前年度と相違がある場合は「新規」扱いになります。**